

## 名 誉 会 員 推 薦 基 準

- ① 前・元会長で65歳以上（4月1日現在）の者
- ② 分析化学に関する業績により、国内又は国際的な最高の荣誉（ノーベル賞・文化勲章・学士院賞など）を授けられ、かつ本会への功績のあった者
- ③ ①、②に準ずる学問的業績及び本会への功績があり、70歳以上（4月1日現在）の者  
1990年4月25日 理事会承認      2001年3月30日一部改正

## 名 誉 会 員 推 薦 手 続 内 規

### （推薦基準①の場合）

1. 会長経験者が65歳（4月1日現在）に達する場合、会長は毎年度第1回理事会（3月）において名誉会員に推薦する。但し、現職会長の場合は、次期会長がこれを推薦する。

### （推薦基準②の場合）

2. 会員が、ノーベル賞、文化勲章、学士院賞を受賞したとき及び文化功労者に選定されたときは、会長は随時名誉会員推薦委員会を開催し、名誉会員に推薦することができる。
3. 名誉会員推薦基準③の場合は、次の手順による。
  - 1) 名誉会員は、2013年から2年ごとに推戴する。
  - 2) 会長は、名誉会員推戴時前年7月に、機関誌「ぶんせき」に推薦依頼の会告を行う。
  - 3) 正会員は、所属各支部長に名誉会員推薦基準に基づき名誉会員候補者を推薦する。なお、推薦する名誉会員候補者は、当該支部所属の会員に限定せず、全国的視野において推薦するものとする。
  - 4) 支部長は、推薦された名誉会員候補者について支部内で十分検討した後、12月末までに会長に推薦する。
  - 5) 会長は、理事会内に名誉会員推薦委員会を設け、各支部長から推薦された名誉会員候補者を名誉会員推薦基準に合わせて審議し、通常総会に諮る名誉会員候補者を選定する。
  - 6) 名誉会員推薦委員会は、会長、次期会長、副会長5名、の計7名で構成し、会長が議長を務める。  
なお、名誉会員推薦委員会構成者は、各支部長に名誉会員候補者を推薦することはできない。
  - 7) 外国人推薦の場合は、原則としてこれに準ずる。
4. この内規の改正は、企画運営会議の議を経て理事会の承認を必要とする。

1991年3月1日施行      2001年3月30日、2009年12月21日、2012年2月17日一部改正、2014年12月19日一部改正、2015年2月13日一部改正

2015年2月13日の改正点

- (旧) 外国人推薦の場合も、これに準ずる。  
(新) 外国人推薦の場合は、原則としてこれに準ずる。